

# 第 21 期（平成 30～32 年）第 3 回 公設地方卸売市場運営審議会議事録

日時：令和元年 5 月 30 日（木）午後 1 時～  
場所：公設地方卸売市場 青果棟 2 階 会議室

## ○（事務局）伊藤場長

本日は大変お忙しいなかお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻まで若干早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、只今から苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会を開催したいと思います。

開催にあたりまして、産業経済部長の金谷よりご挨拶いたします。よろしくお願い致します。

## ○（事務局）金谷部長

皆さん、こんにちは。4 月 1 日付けの人事異動で木村の後任になりました金谷と申します。よろしくお願い致します。

委員の皆様におかれましては、お忙しいなか本日の審議会にお集まりいただきありがとうございます。

平成 29 年 7 月より、青果、水産、花卉の 3 部会を設置し、ご審議いただいた経営展望について、前回素案としてご承認いただいておりますが、この度、パブリックコメントを終えて成案として公表する運びとなりました。

先ずもって、委員の皆様方のご尽力に改めて感謝申し上げます。

昨年 6 月に卸売市場法の抜本的な改正が行われ、国による一律的な規制は行われず、卸売市場の実情に応じて活性化を図る観点から、市場ごとにルール設定を行うことが出来るようになりました。

苫小牧市公設地方卸売市場としても、これからの時代は受身ではなく、積極的に活性化を図りながら魅力あふれる市場を考えております。

今後は、経営展望に基づき、ご提案いただきました具体的施策を着実に実行してまいりたいと考えておりますので、委員皆様におかれましては、今後とも貴重なご意見やご助言をいただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願い致します。

○（事務局）伊藤場長

それでは、はじめに事務局の方から出欠の報告、資料の確認をさせていただきます。

○（事務局）木戸主査

本日の会議には審議会委員16名中、15名の出席を頂いております。

本日の会議資料につきまして確認をさせていただきます。委員の名簿と座席表の他に資料につきましては1ページから21ページまでホチキス止めさせて頂いております。ご不備等ございましたら、お申し付け下さるようお願い致します。

○（事務局）伊藤場長

只今から会議に入りますが、会議の議長につきましては業務規程によりまして、本審議会の会長が務めることになっております。

従いまして、市町会長に議事進行をお願いいたします。市町会長よろしくお願い致します。

●議長 市町会長

よろしくお願い致します。

お手元の資料にそって進めさせて頂きたいと思っております。

報告事項の1番目、苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会委員の変更について事務局から説明をお願いします。

○（事務局）伊藤場長

事務局の方から説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

このたび苫小牧市運営審議会委員の変更がございました。苫小牧市公設市場条例第12条に基づき、下記の方の委員を解任し、補欠として委員を委嘱いたしましたので、この場を借りてご報告をさせていただきます。まず、解任委員でございますが、苫小牧駒澤大学准教授であらせました田崎悦子様、退職により解任という事になりました。また、マルトマ苫小牧卸売(株)前代表取締役社長 菅原正樹様も退職によりまして解任となりました。

就任委員でございますが、マルトマ苫小牧卸売(株)、新たに代表取締役社長なられました西田浩一様が就任されました。駒沢大学にもご依頼させて頂きましたが、経営が変わりまして、いろいろな所に委員さんを選出しているのです、今回はどうしても選出出来ないという回答がありましたので、このたびは補充せず次回からと考えております。以上でございます。

●議長 市町会長

それでは新たに委員に就任されました西田委員に、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願い致します。

●西田委員

今週の月曜日27日に株主総会を行いまして、代表取締役社長という事で就任いたしました西田でございます。なにぶんにも分からない部分も多く、関係者の方々と協議を踏まえて、今後の市場運営に携わって行きたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

●議長 市町会長

西田委員ありがとうございました。

解任されました田崎委員、菅原委員のご尽力に審議会代表として感謝とお礼を申し上げます。

次に報告事項2 苫小牧市公設地方卸売市場経営展望（成案）について説明を事務局よりお願いします。

○（事務局）伊藤場長

それでは2番目の報告事項について説明をさせていただきます。

前回の審議会の中でご承認いただきました苫小牧市公設地方卸売市場経営展望（素案）につきまして、平成31年4月16日から令和元年5月15日までの1ヶ月間でございますが、市民の意見を募集という事でパブリックコメントを実施させていただきました。実施の方法につきましては、次のページでございますが、資料3ページから5ページまでになります。ホームページ等に掲載いたしまして、市役所本庁舎、並びに出張所、ファミリーセンター等に資料を置かせていただいて意見の募集を行った所でございます。

意見につきましては、残念ながら提出の意見はございませんでしたので、そのまま成案ということとさせていただきます。

今後の予定でございますが、今回は素案としては議会に報告いたしましたが、パブリックコメントの結果、報告といたしまして、今回は成案という形で6月議会に再度提出をさせていただきます。その後、北海道に報告させて頂き、経営展望の公表についてはホームページ掲載、並びに関係団体に配布、公表させていただきたいと考えております。

以上でございます。

●議長 市町会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に対し、ご意見ご質問等ございましたら、ご発言願います。

～質問等無し～

ございませんか。なければ報告事項3の東北青果(株)の業務開始日及び営業場所について説明を事務局よりお願いします。

○（事務局）伊藤場長

6ページ資料3をご覧ください。

平成31年2月20日付で青果部への新規仲卸として承認いたしました東北青果さんでありますが、業務開始日及び営業場所について決定いたしましたので、報告いたします。業務開始日につきましては令和元年7月1日から開始する予定でございます。事務所、売場につきましては7ページをご覧ください。今まで買受人控室ということで1階に設けていた部屋がございました。この部屋を約半分位に区切りまして、半分を買受人控室、半分を事務所にあてさせていただきます。

売場につきましては今、東側に卸売会社が使われておりました売場の中から、図面記されていますが、事務所の斜め向い、ここを売場として東北青果さんにお貸しする運びとなっております。

今回7月1日に新たに仲卸さんが増えますので、どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

●議長 市町会長

ありがとうございます。只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ございましたらお受けします。よろしいですか。

次に協議事項にいきたいと思います。

協議事項1 先進都市視察研修（案）について事務局から説明をお願いします。

○（事務局）伊藤場長

それでは協議事項1につきまして説明させていただきます。

8ページ資料4をご覧ください。先進都市視察研修（案）についてご説明をさせていただきます。審議会は以前より2年に1回、先進都市の視察を行っております。今年度につきましては、札幌花卉地方卸売市場、2日目でございますが、こちらをメインに回らせていただいたらどうかという事を考えております。日時につきましては、今年につきましては参議院選挙が予定されておりますので、選挙が終わった翌週、大体7月の後半に視察をしたいと考えております。8月になりますとどうしてもお盆などで業界の方も忙しくなりますので、7月後半という事で日時を設定させて頂いております。今回、札幌花卉地方卸売市場さんをメインにと考えてましたので、花卉のセリについては月・水・金曜日に限定されております。月曜日だと日曜から行くわけにはいかないので、水曜、金曜という事で24日、26日という事で設定させて頂いております。どちらが良いのか委員の方に諮りまして、出来るだけ多くの方に参加できる日に決めたいと思います。視察場所は1日目に経営展望の中でも産地との連携ということでございますので、丸一さんにご紹介いただいて共和町の果物の産地を見学させて頂きたいと思っております。終了後、札幌市に宿泊をさせていただき、情報交換会

等を行った後、2日目に札幌花卉地方卸売市場にセリの見学と考えております。花卉市場につきましては9ページ10ページをご覧ください。札幌は北海道の中心都市でございますので、北海道の中心的な花卉市場になっております。当市といたしましては花卉につきましては民間移譲と考えておりますので、こちらは、民間の施設という事になりまして、第3セクター、札幌市も出資してできた会社とお聞きしております。こちらのセリを2日目の朝に見学させていただきたいと思っております。見学の後、苫小牧に戻ってきますが、樽前地区でございます。水産物と取引のあるマルゼン食品(株)さんの方に見学をさせていただきたいと思っております。こちらはホッキ貝の加工をしております、全国いろいろな場所に商品を出している伺っております。経営展望の中でも加工場との連携という事もありますので、こちらの加工場を見学したいと考えております。

以上でございます。

●議長 市町会長

只今の事務局の提案につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

●鈴木委員

苫花の鈴木でございます。私どもの系列会社で(株)ブランディアという会社が札幌にありまして、民間の花市場を経営しております。インターネット取引による販売をしております。自宅にいながら、札幌または全道の花屋さんには花を仕入れる仕組みを持っておりまして、月・水・金の市場の見学の時にちょうど日にちも合いますので、良ければ我々の会社を見て貰って、それからまた系列に同じ建物の中に(株)カラルという花束加工場も持っておりますので、花を仕入れてきて、全道のスーパー関係に花束とかフラワーアレンジメントそういうのを販売している。その生産現場をもし宜しければ、見ていただければ。中々そういう現場を見るチャンスは無いと思っております。ちなみに規模としては、花束加工につきましては全道トップクラス。メインが北海道イオンさんを中心にやっております。あとは全道のスーパー関係に卸している。ブランディアの方は市場には登録されておきませんが、民間の花市場で市場協会にも入っていませんが、札幌花卉さんの次、2番目の売上があります。新しい取り組みをしている所なので、もし宜しければ、時間が許せば見ていただけたらどうかという提案です。

●議長 市町会長

調整できますか。

○(事務局)伊藤場長

今回の視察については小さい範囲の移動であり、札幌市、苫小牧市と近郊を考えていますので、時間については何とか工夫出来ると思っております。今、ご提案いただきましたので、ご承

認いただければ調整できると考えています。

●議長 市町会長

問題ないですね。

○（事務局）伊藤場長

30分か1時間になるかもしれませんが、時間は調整させていただきたいと思います。

●議長 市町会長

反対の方はいらっしゃらないですね。協議事項ですね。

○（事務局）伊藤場長

はい。

●議長 市町会長

よろしくをお願いします。

その他ございますか。

～質問等無し～

2年に1回の為になる視察なので、全員の出席をお願いしたいと思います。承認という形にさせて頂きたいと思います。

続きまして、2番目花卉部セリ開始時間の変更について事務局よりお願いします。

○（事務局）伊藤場長

資料の12ページ、資料5という所をご覧下さい。

花卉部のセリの開始時間の変更でございますが、前回青果部の冬時間の変更の協議を上げさせていただいたわけでございますが、今回令和元年5月16日付けで苫小牧中央花卉(株)さんからセリ開始時間の変更の申し出がございました。セリ開始時間につきましては通年で8時30分にして頂きたいという事でございます。変更理由としましては、買受人さんからの要望と業務の効率化を図りたい、以上2点でございます。次のページ13ページをご覧ください。青果部もそうですが、業務規程に入っている事項でございます。変更前につきましては、花卉部につきましては4月1日から10月31日まで夏時間、これは従前から8時30分から。冬時間は11月1日から3月31日まで、こちらが9時だったのが、8時30分に変更するというものでございます。ご承認いただければ、業務変更、手続き等を行って行きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

●議長 市町会長

只今、事務局の方からご説明いただきましたが、こちらに対してご意見・ご質問等ございましたら、ご発言願います。

～質問等無し～

なければ、承認とさせていただきます。

次に、4番目のその他 消費税軽減税率制度について説明を事務局より願います。

○（事務局）伊藤場長

14ページ資料6をご覧ください。

消費税がこのままの予定ですと10月から、消費税が増税されます。それに伴いまして、卸売市場として関係する部分といたしましては生鮮食料品、青果・水産につきましては消費税軽減税率の対象になるという事で、諸準備をしなければいけないという事でございました。

5月16・17日に神奈川県川崎市で全国卸売市場の協議会に出席いたしました。その中で諸費用に対して、財務省の方から担当者がいらっしやいまして、この資料のように気をつけてくださいと注意がございましたので、今回この会議の場をお借りしまして、ご紹介させて頂きたいと思っております。次のページ資料、15ページから最後まで、この中にいろいろ今回の消費税軽減税率について書かれています。特に注意してくださいという事でございますが、まず17ページ、水産の方はすでにご承知かと思いますが、軽減税率をするにあたって、市場につきましては図のように上の部分が現行制度でございます。ただ、軽減税率が発生した後、販売手数料の税額が、計算の仕方が変わってくる、という事がございまして、一概に今までの通りではなく、下段でございますが、下段の？マークの書いてある、計算の仕方によってはこの額が変わってくるので気を付けて下さい、とのご指摘がございました。協会の方には周知をしておりますが、なかなか難しい所もありまして、いろいろな業者によって計算の仕方が変わっているのをご注意願いますと注意がございました。具体的にはどのようなようになるかといいますと、次の18ページの下段でございますが、軽減税率実施後の委託手数料の算出方法でございます。現行が左側になっておりますが、右側でございます。計算の仕方が変わります。実際は今までは税込み価格から算出されていたと思えます。税込み価格から算出しても税引き価格から算出しても、今までは変わらなかったのですが、今後、税込み価格から算出しますと税引き価格から算出した額とは相違がございまして。実際は本体価格に圧縮されてしまう、この表に出ています、これくらいの金額が変わってしまうという事でございます。これを防ぐ為に、このような形になっているのであれば、各業者さんと交わしている約定書等も見直す必要があると言われております。財務省の方としましては、各団体を通じて周知を図っている所でございますが、もし機会があればお伝え下さいという事でございました。

もう一点でございますが、次のページでございます。19ページでございますが、同じような表がございまして、完納奨励金というのがございまして。また出荷奨

励金もあり、同じように税抜き価格、税込み価格で算出しますと相違がございます。実際、税抜き価格でやればいいのですが、税込み価格にした場合、本体価格が圧縮されるという懸念がございます。多分ここは卸さんのところになると思いますが、計算方法をしていただきまして、もしこういう事であれば、計算方法を変えてシステムを変えとか、なんらかの措置が必要になるのではないかと思います。まだ10月に正式に入るという訳ではありませんが、このままきそうな動向になっておりますので、これからも業界通じていろいろ情報は流れてくると思いますが、どうかこの資料等を活用されまして間違いが無いように進めて行きたいと思っております。

本市、私ども開設者の方に関連する部分につきましては、完納奨励金・出荷奨励金につきましては私どもの方に事前に申請していただきまして承認しているという事でございます。今までは、特に率等とか税額計算については、額だけきていて、おかしくなければ承認するというシステムでございましたが、今回こういう税率変更がございますので、私どもも検討させていただいて、その点についても変更する、もし変更する事になれば、何らかの変更が必要になるとおもいますので、その時は処理させていただきますので、どうぞご協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

●議長 市町会長

只今の説明に対し、ご意見・質問等がありましたら、ご発言願います。習うより慣れろ、慣れれば特段問題無いと思います。

～質問等無し～

特段ないようですので、その他全体について、他に何かありましたらお受けします。

～質問等無し～

他に事務局から何かありますか。無いようですので、以上を持ちまして、本日の運営審議会を終了いたします。ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以 上